

## 市町村が設定する促進区域の検討又は設定の状況に関する調査

送付・お問合せ先

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局

気候変動対策課 浦田

Mail : kikou.kikaku@pref.hokkaido.lg.jp

TEL : 011-204-5190 (内線24-341)

FAX : 011-232-4970

【御回答者】 (回答期日：令和5年3月2日)

市町村名	
所属名	
御担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

### 促進区域<sup>\*</sup>の設定状況についてお伺いします

促進区域について、現在の検討又は設定の状況を次の中から1つ選んでいただき（□に✓チェックか文章に○印をしてください）、促進区域の設定の時期や再生可能エネルギー（以下「再エネ」）施設の種類など付随する項目の内容を記載してください。

- 促進区域を設定している  
⇒ ・ 設定した時期 ( )  
・ 再エネ施設の種類及び規模 ( )
- 促進区域の設定に着手している  
⇒ ・ 設定時期のめど ( )  
・ 予定再エネ施設の種類及び規模 ( )
- 促進区域は設定しない  
⇒ ・ 理由 ( )
- 促進区域を設定するか検討している  
⇒ ・ 結論を出す目途の時期 ( )
- 促進区域を設定するか設定しないか、検討をしていない  
⇒ ・ 理由 ( )

### 【用語解説】

#### ※ 促進区域とは

市町村が、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第5項に基づいて、地方公共団体実行計画に、地域の再エネの導入ポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールに則って、再エネ施設の設置を促進するために定める区域のことです。

(環境省\_地方公共団体実行計画(区域施策家編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)55ページより)

以上